

令和4年度東根市カーボンリサイクル事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、産業部門における二酸化炭素排出抑制の取組を推進するため、次世代熱エネルギー、カーボンリサイクルなど、二酸化炭素を資源とし、炭素化合物として再利用するための技術及び研究開発費に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において東根市カーボンリサイクル事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、市内において行う別表1に掲げる事業とし、補助対象経費は、当該事業に係る可能性調査に要する経費のうち、別表2に定める経費とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する事業を行う者であって、市内に事業所を有する民間企業又は民間企業との共同体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内とし、300万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前までに東根市カーボンリサイクル事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市税等情報確認承諾書（様式第4号）
- (4) 共同申請を行う場合は、共同事業者届出書（様式第5号）
- (5) 補助対象事業費が確認できる書類
- (6) 商業・法人登記 登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、東根市カーボンリサイクル事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに、東根市カーボンリサイクル事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第8号）
- （2） 収支決算書（様式第3号）
- （3） 補助対象経費の支払が証明できる資料
- （4） 実証実験の成果に係る資料
- （5） その他市長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による事業の実績報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東根市カーボンリサイクル事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東根市カーボンリサイクル事業費補助金請求書（様式10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。
- （3） その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、東根市カーボンリサイクル事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものと

する。

- 3 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1

項	分野	事業内容
1	次世代熱エネルギー	メタネーション技術の実用化
2	カーボンリサイクル・ マテリアル	人工光合成を用いた基幹化学品の製造及び製品化 炭素再資源化による機能性化学品の製造及び製品化

別表 2

区分	内容
諸謝金	可能性調査に必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数 が分かる資料を添付すること。
旅費	可能性調査を行うために直接必要な交通移動に係る経 費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資 料を添付すること。
印刷製本費	可能性調査を行うために直接必要な設計用紙等印刷、 写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
通信運搬費	可能性調査を行うために直接必要な郵便料等通信費等 をいう。
手数料	可能性調査を行うために直接必要な試験・検査手数料、 等をいう。
委託料	可能性調査を行うために直接必要な業務の一部を外注 する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする 業務委託を要する経費をいう。
使用料及び賃借料	可能性調査を行うために直接必要な機器・設備及び外 部施設等の使用料等（賃借料）をいい、目的、回数及び 金額がわかる資料を添付すること。
その他市長が必要と認める経 費	

備考 消費税及び地方消費税は、対象外とする。